

別記様式第2号（その1の1）

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の設置者変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン チュウキョウガクイン 学校法人 中京学院								
フリガナ大学の名称	チュウキョウガクインダイガク 中京学院大学 (Chukyo Gakuin University)								
大学本部の位置	岐阜県中津川市千旦林 1番地の104								
大学の目的	本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させるとともに、学部及び学科の専攻に係わる専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	法人に所属する学校ごとの状況を踏まえた最も有効的な改革の円滑な推進が可能になり、改革のスピード感や経営責任の明確化等によるため								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	経営学部 (Faculty of Business Administration) 経営学科 (Department of Business Administration)	4	150	3年次 20	640	学士(経営学) (Bachelor of Business Administration)	平成5年4月 第1年次 平成9年4月 第3年次	岐阜県中津川市千旦林1番地の104	
	看護学部 (Faculty of Nursing) 看護学科 (Department of Nursing)	4	80	—	320	学士(看護学) (Bachelor of Nursing)	平成22年4月 第1年次	岐阜県瑞浪市土岐町 2216番地	
	計		230	3年次 20	960				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	同時に設置者を変更する学校 中京学院大学短期大学部（学校法人安達学園から学校法人中京学院へ設置者の変更） 中京幼稚園（学校法人安達学園から学校法人中京学院へ設置者の変更） 新旧の設置者の沿革 旧法人（学校法人 安達学園）の沿革 別紙資料を添付します 新法人（学校法人 中京学院） 平成32年4月 法人設立予定（認可申請中）								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	経営学部 経営学科	84 科目	21 科目	0 科目	105 科目	124 単位			
看護学部 看護学科	72 科目	18 科目	12 科目	102 科目	124 単位				
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	新設	経営学部 経営学科	9 人	4 人	3 人	0 人	16 人	0 人	9 人
	看護学部 看護学科	11	8	7	6	32	5	30	
	計	20	12	10	6	48	5	39	
	既設	該当無し							
	計								
合計	20	12	10	6	48	5	39		
教員以外の職員の概要	職種		専任	兼任	計				
	事務職員		24 人	4 人	28 人				
	技術職員		—	—	—				
	図書館専門職員		1	1	2				
	その他の職員		—	4	4				
計		25	9	34					

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	◎瑞浪キャンパス 中京学院大学短期 大学部（必要面積 3,400㎡）と共用 ◎瑞浪キャンパス 運動用地は学校法 人安達学園所有の グラウンド借用 （40,489㎡）				
	校 舎 敷 地	45,313.98㎡	20,247㎡	0㎡	65,560.98㎡					
	運 動 場 用 地	6,722㎡	0㎡	40,489㎡	47,211㎡					
	小 計	52,035.98㎡	20,247㎡	40,489㎡	112,771.98㎡					
	そ の 他	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡					
合 計	52,035.98㎡	20,247㎡	40,489㎡	112,771.98㎡						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	◎瑞浪キャンパス 中京学院大学 短期大学部（必 要面積3,900 ㎡）と共用				
		10,975.46㎡	6,088.8㎡	0㎡	17,064.26㎡					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	◎瑞浪キャンパス 中京学院大学 短期大学部と共 用				
	36 室	20 室	10 室	4 室 (補助職員 0人)	0 室 (補助職員 0人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
		大学全体		66 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	◎瑞浪キャンパス 中京学院大学 短期大学部と共 用		
	中京学院大学	116,139 [14,331]	80 [32]	0 [0]	414	1433	376			
	計	116,139 [14,331]	80 [32]	0 [0]	414	1433	376			
図書館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数		大学全体			
		1,813.66 ㎡		321	194,111		◎瑞浪キャンパス 中京学院大学 短期大学部と共 用			
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体		
		1,475.27 ㎡		野球練習場						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	大学全体
		教員1 人当り 研究費 等	経営学部	300千円	300千円	300千円	300千円	— 千円	— 千円	
			経営学科 看護学部 看護学科	300千円	300千円	300千円	300千円	— 千円	— 千円	
		共同研 究費等	経営学部	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	— 千円	— 千円	
			経営学科 看護学部 看護学科	2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	— 千円	— 千円	
		図書購 入費	経営学部	2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	— 千円	— 千円	
	経営学科 看護学部 看護学科		2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	— 千円	— 千円		
	設備購 入費	経営学部	8,100千円	8,100千円	8,100千円	8,100千円	— 千円	— 千円		
		経営学科 看護学部 看護学科	8,100千円	8,100千円	8,100千円	8,100千円	— 千円	— 千円		
	学生1人当り 納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	※学生納付金は 上から、経営学 部経営学科、看 護学部看護学科	
		1,300千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	— 千円	— 千円			
		1,700千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学経常費補助金、雑収入等								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	中京学院大学短期大学部								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	健康栄養学科	2	70	—	140	短期大学士 (食物栄養)	0.98	昭和41年度	岐阜県瑞浪市土岐 町2216番地	
保育科	2	100	—	200	短期大学士 (保育)	0.79	昭和41年度			
附属施設の概要		該当無し								

(注)

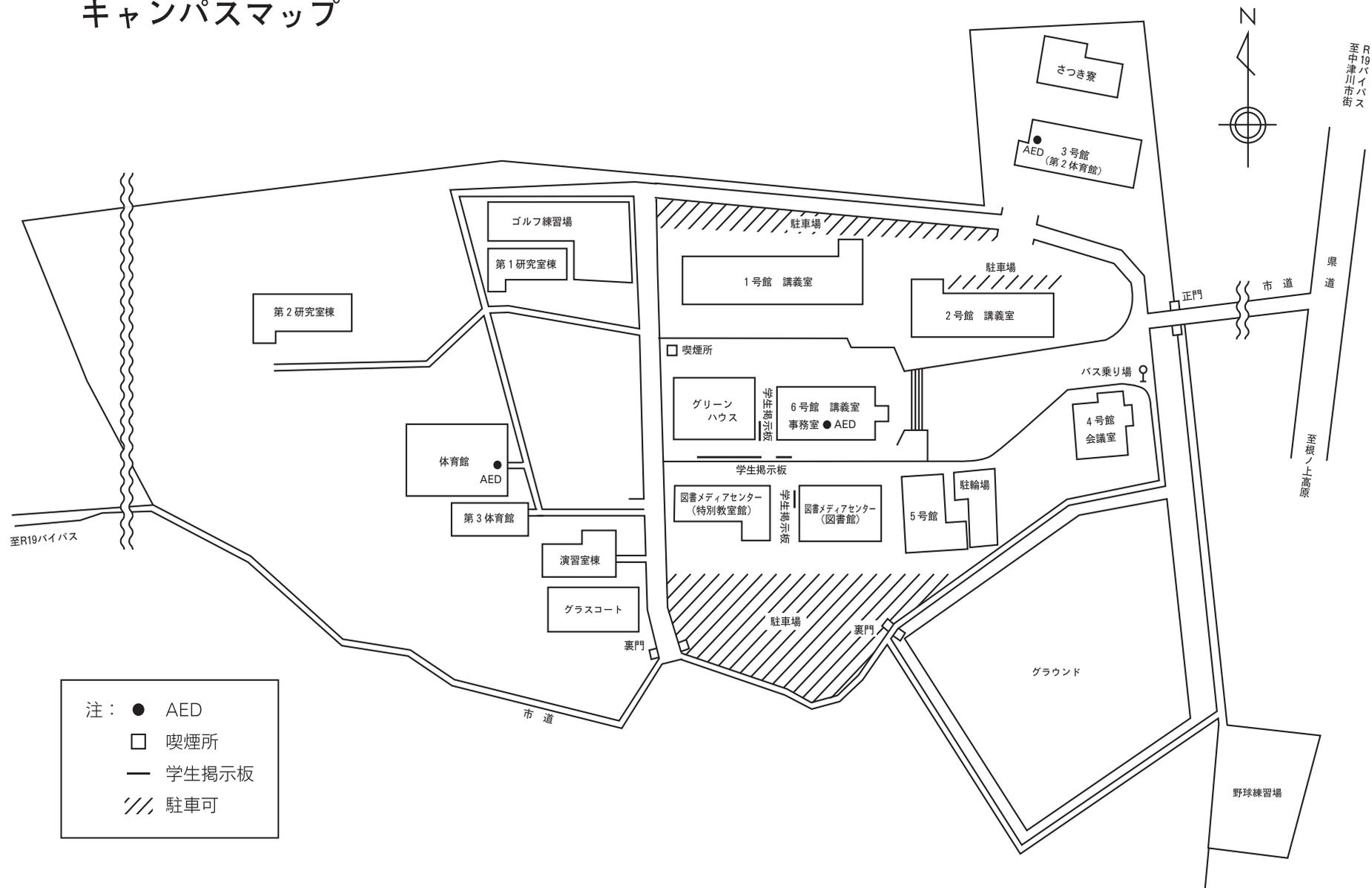
- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に於ける収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第2号(その1の1)別紙資料

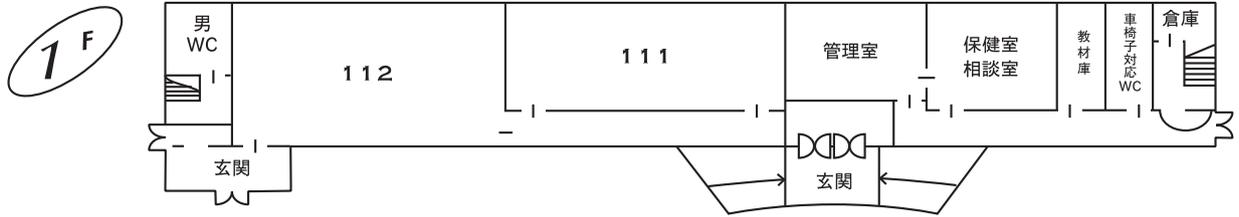
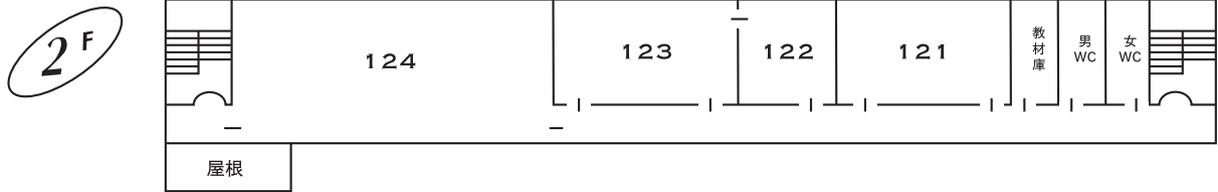
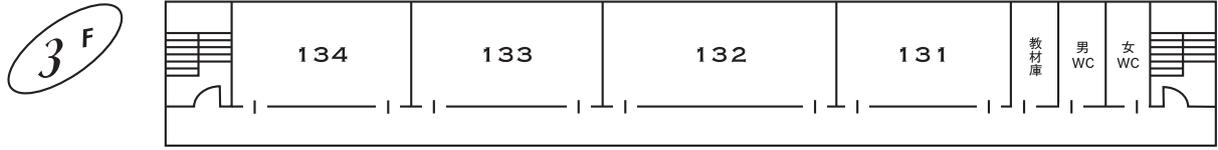
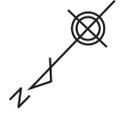
旧法人(学校法人 安達学園)の沿革

年 月	事 項
昭和37年12月	学校法人安達学園設置認可
昭和38年4月	中京高等学校開校
昭和41年4月	中京短期大学家政科、保育科開学
昭和42年4月	中京幼稚園開園
平成 5年4月	中京学院大学経営学部経営学科開学
平成19年4月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科開学
平成20年4月	中京短期大学生活学科食物栄養専攻を健康栄養学科に名称変更
平成22年4月	中京学院大学看護学部看護学科を瑞浪キャンパスに開学
平成22年4月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科募集停止
平成22年4月	中京短期大学を中京学院大学中京短期大学部に名称変更
平成23年3月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科廃止
平成23年3月	中京高等学校全日制課程体育科廃止
平成24年4月	中京高等学校通信制課程(広域)普通科開学
平成29年4月	中京学院大学中京短期大学部を中京学院大学短期大学部に名称変更
平成29年4月	中京高等学校を中京学院大学附属中京高等学校に名称変更

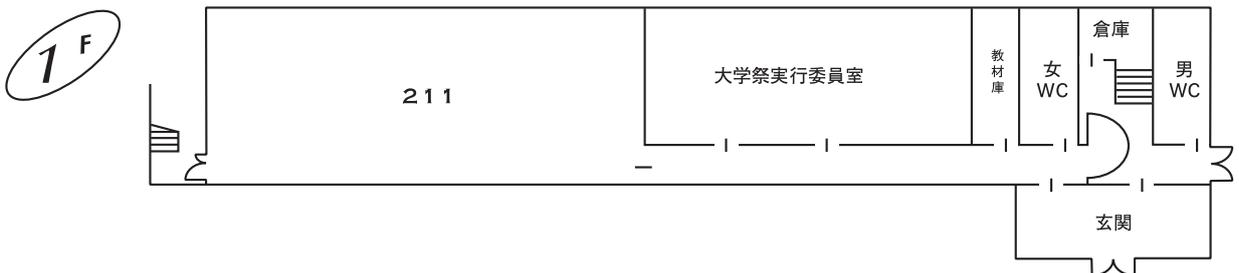
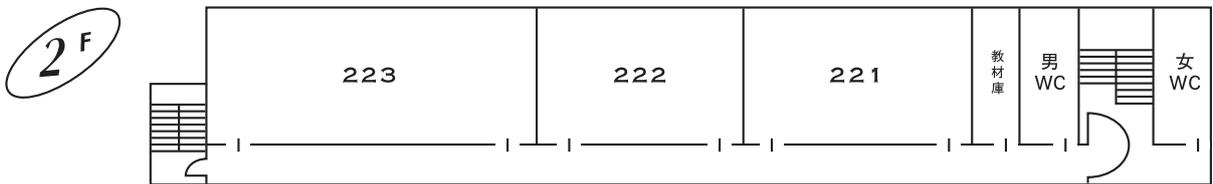
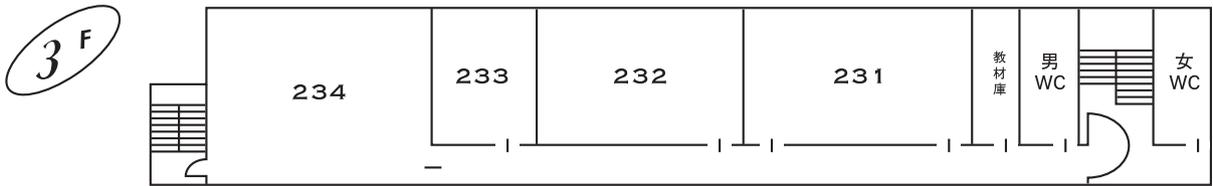
キャンパスマップ



1号館

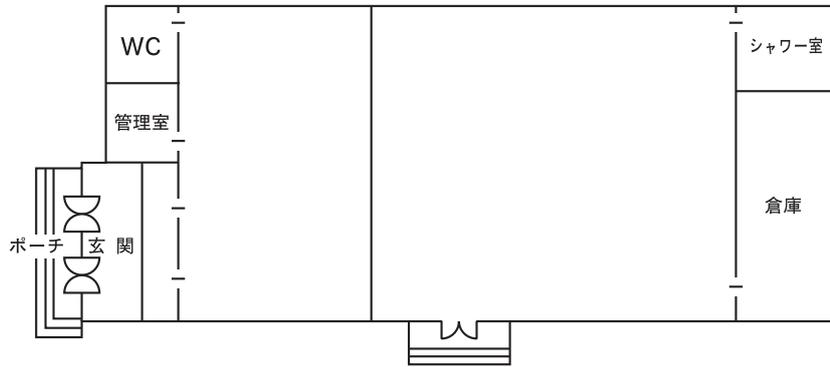


2号館



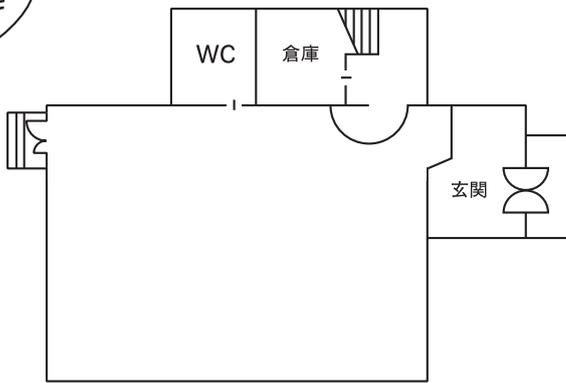
3号館(第2体育館)

1F

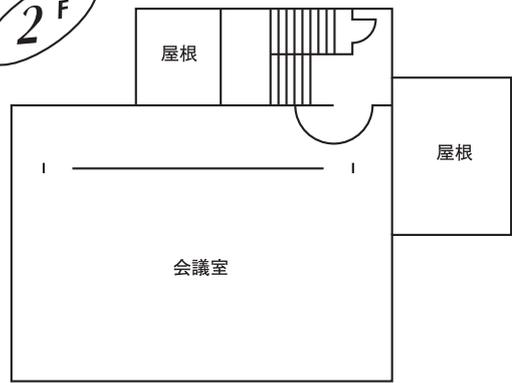


4号館

1F

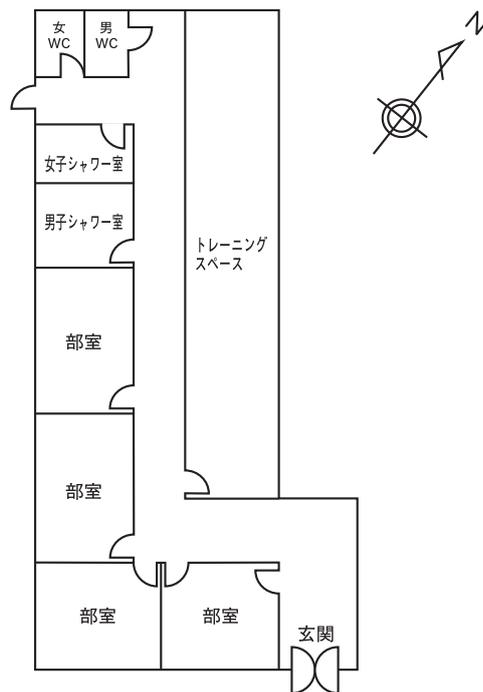


2F



5号館(クラブハウス)

1F

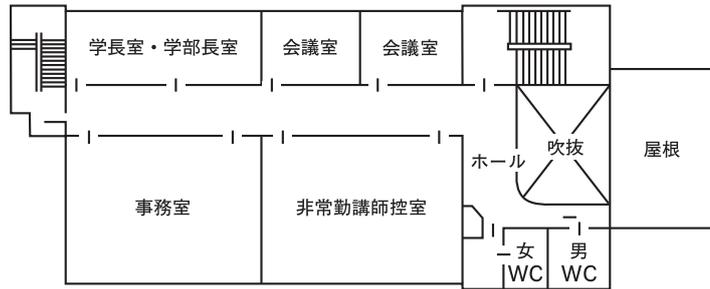


6号館(校舎)

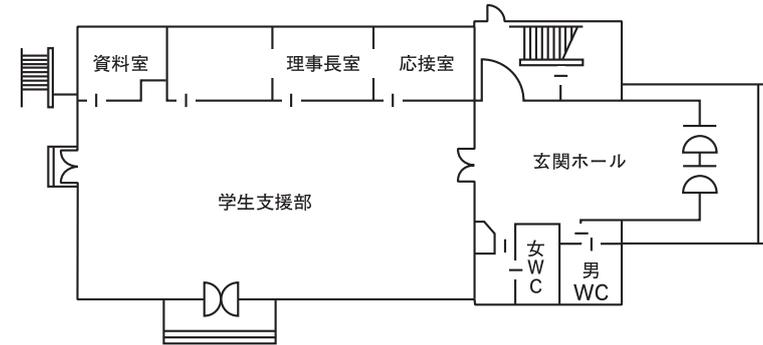
3F



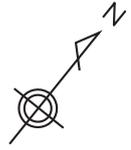
2F



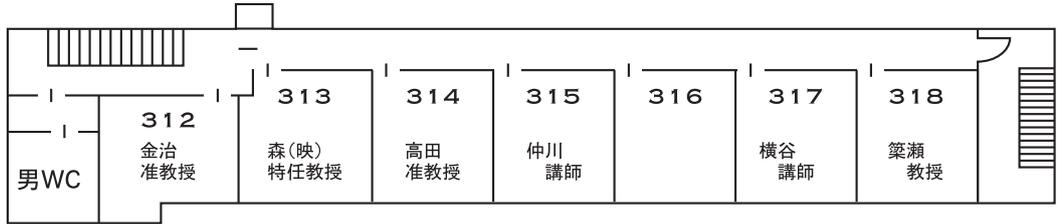
1F



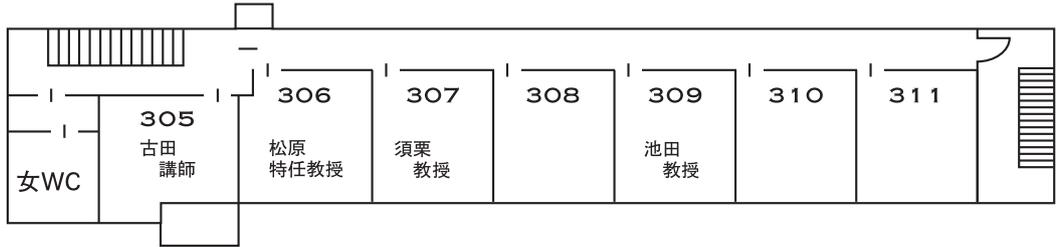
第1研究室棟



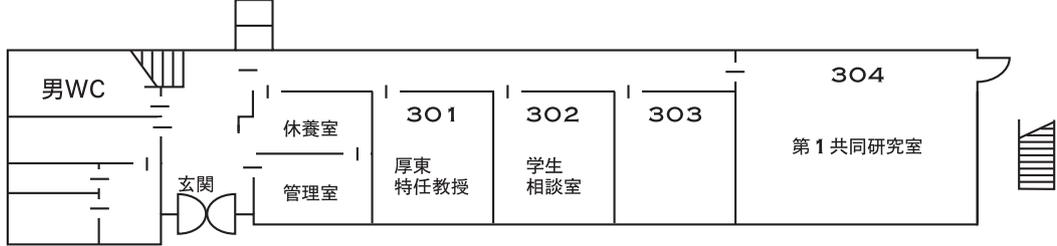
3 F



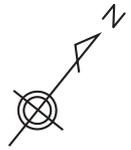
2 F



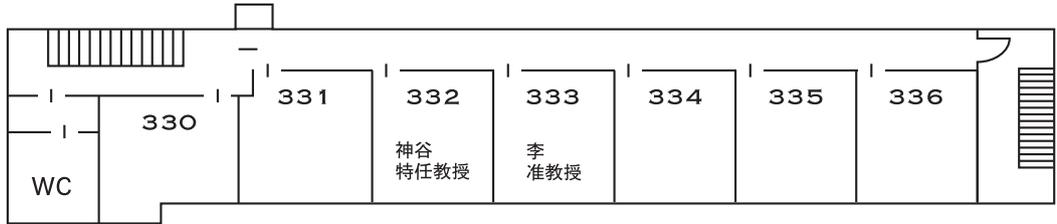
1 F



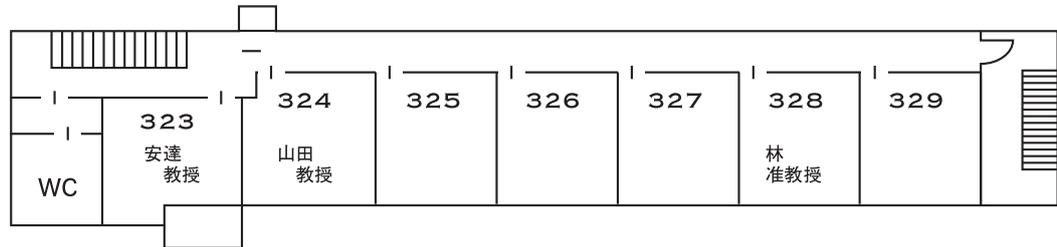
第2研究室棟



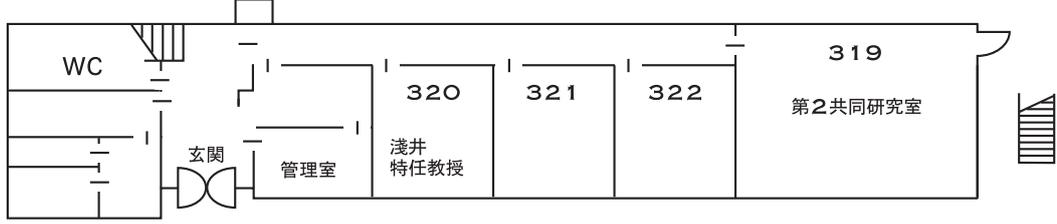
3 F



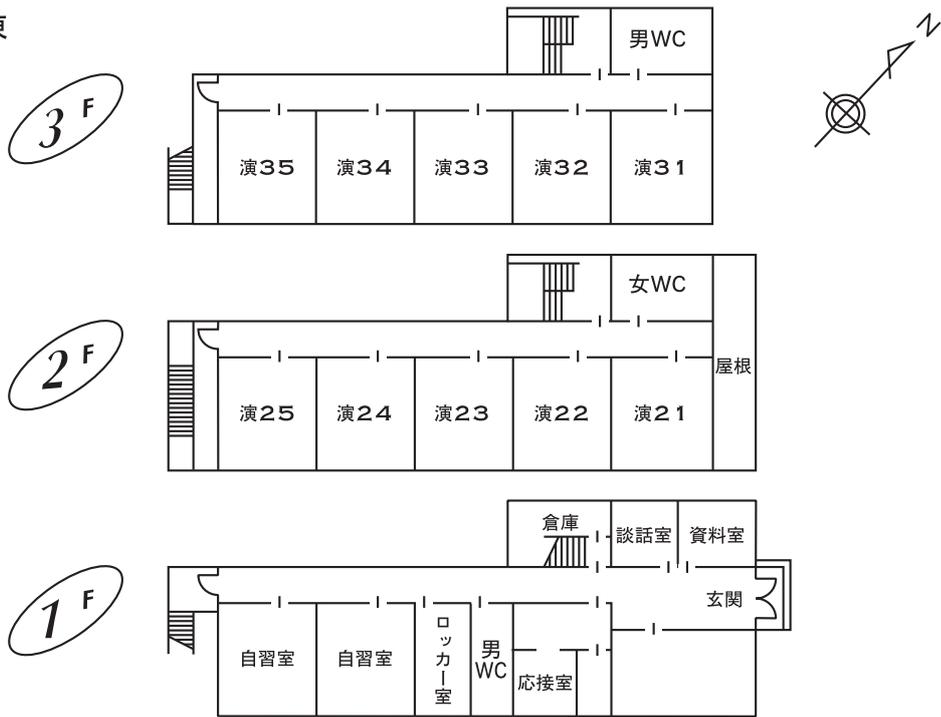
2 F



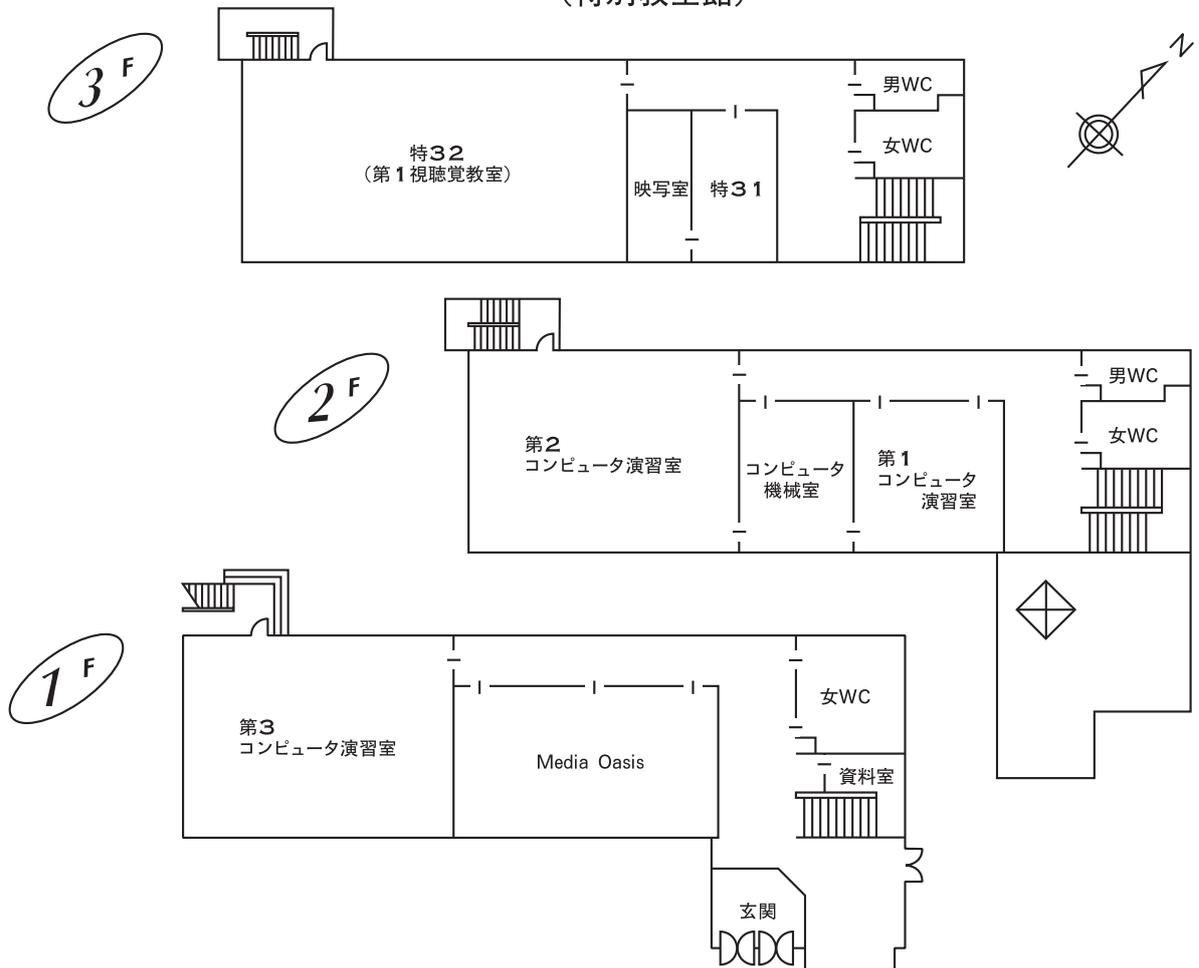
1 F



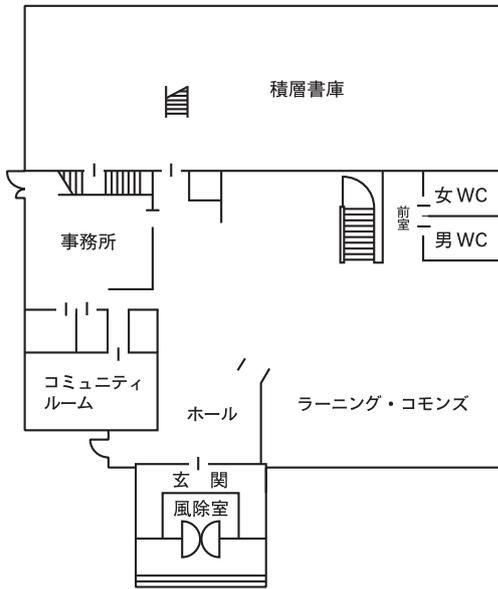
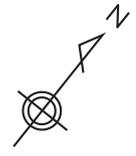
演習室棟



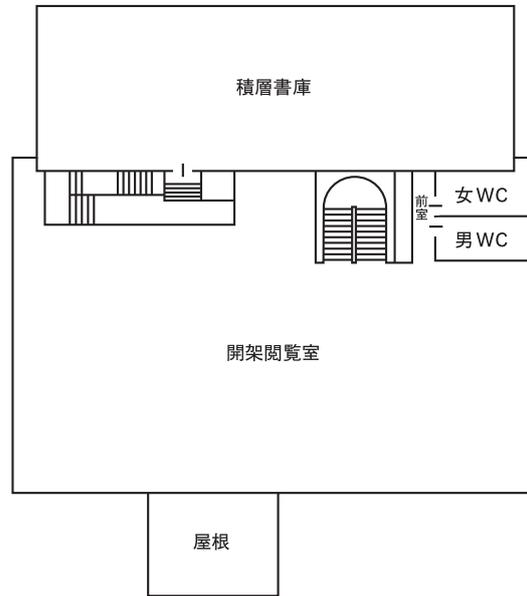
図書メディアセンター
(特別教室館)



図書メディアセンター
(図書館)



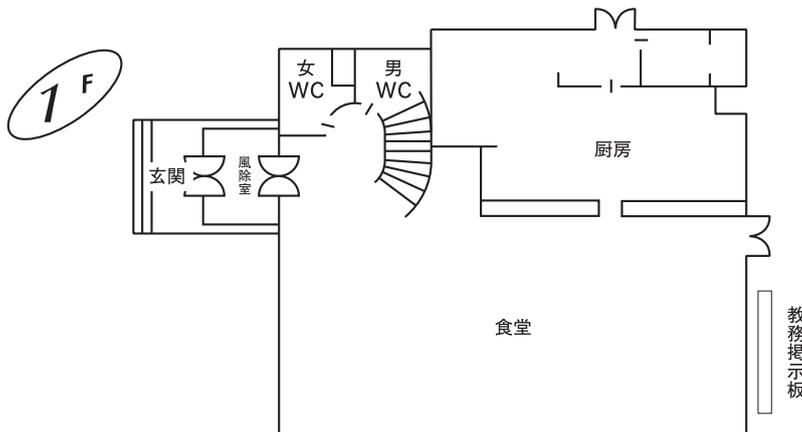
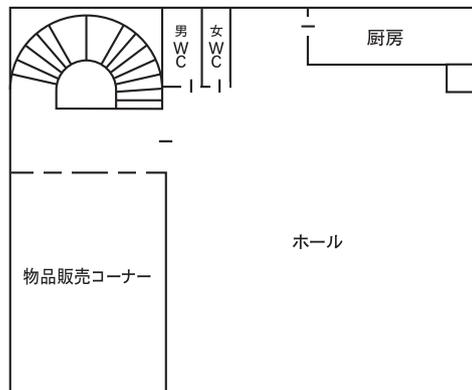
1 F



2 F

グリーンハウス(食堂)

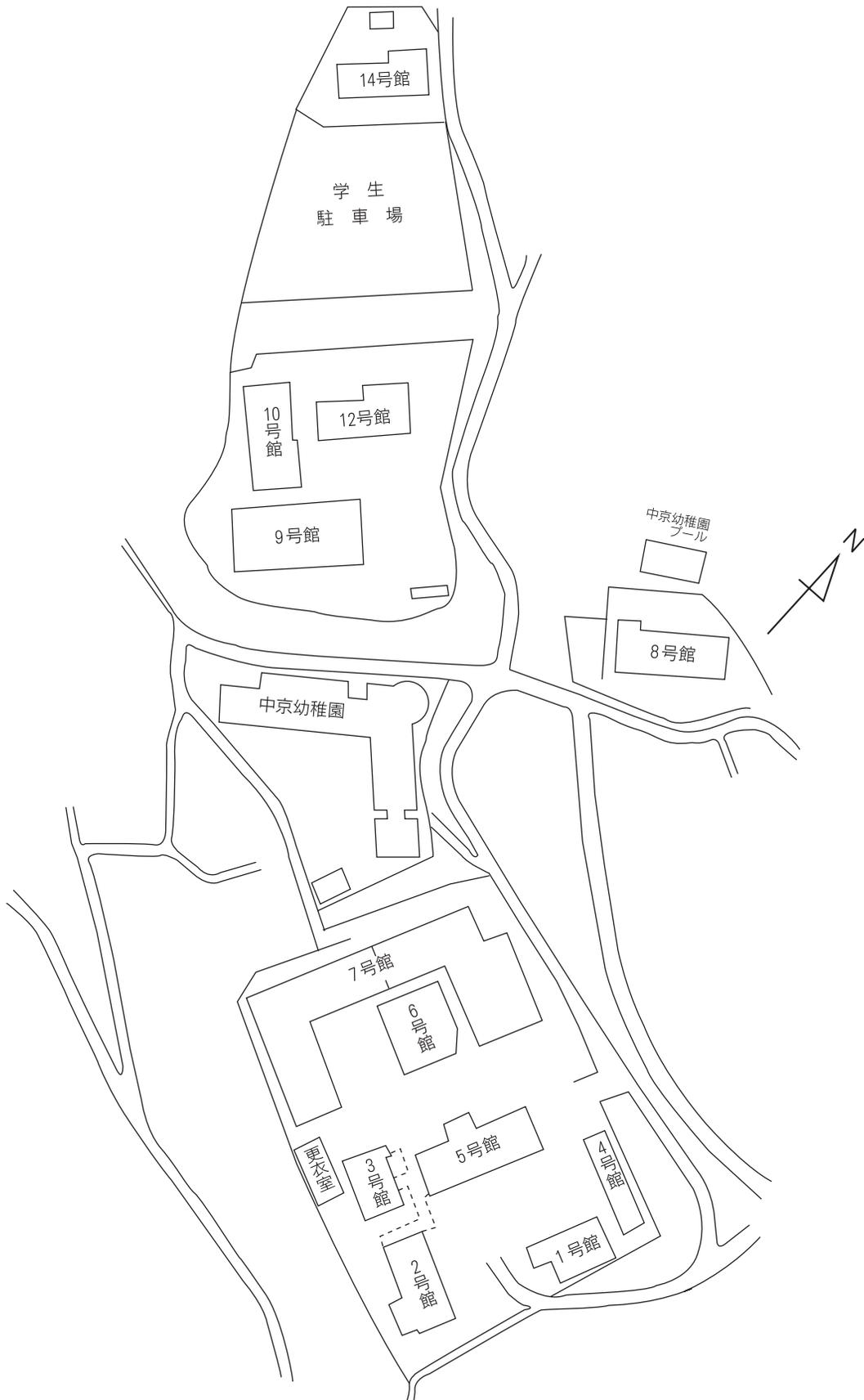
2 F



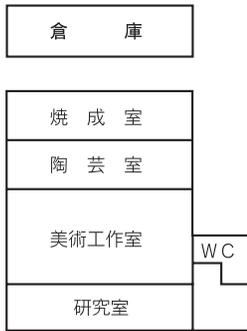
1 F



校地及び学舎の略図



中京学院大学瑞浪キャンパス 学舎配置図



10号館 (美術工作室)



9号館 (体育実技室)



8号館 (音楽棟 3階)



8号館 (音楽棟 2階)



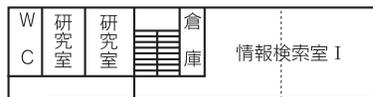
8号館 (音楽棟 1階)



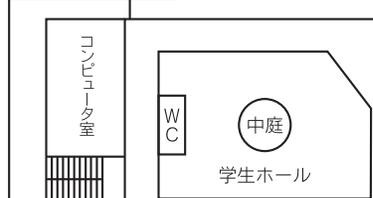
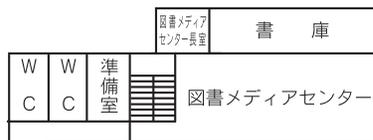
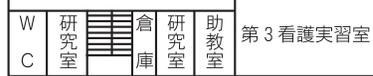
7号館 4階



7号館 3階



7号館 2階



6号館

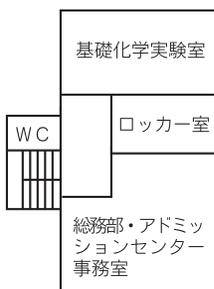


7号館 1階

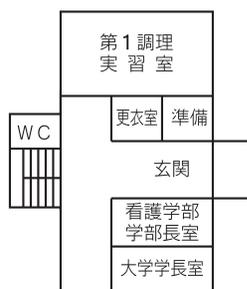




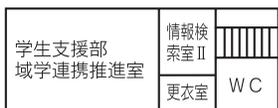
5号館 3階



5号館 2階



5号館 1階



3号館 2階



3号館 1階



4号館 3階



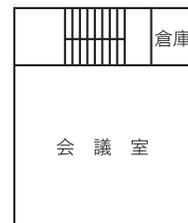
4号館 2階



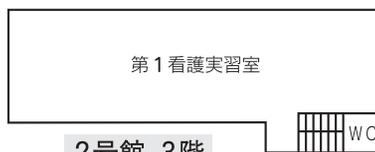
4号館 1階



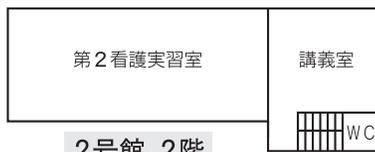
1号館 1階



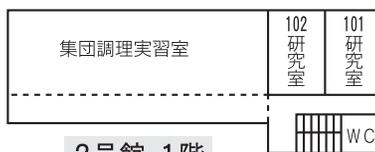
1号館 2階



2号館 3階



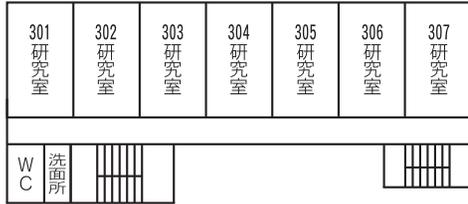
2号館 2階



2号館 1階



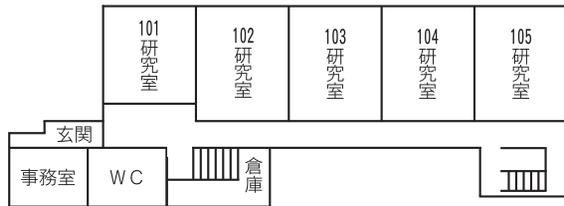
12号館 4階



12号館 3階



12号館 2階



12号館 1階

中京学院大学

学則

2019年4月1日施行

中京学院大学学則

目 次

第1章 総則

- 第1節 目的及び点検評価
- 第2節 名称及び所在地
- 第3節 組織
- 第4節 教職員組織
- 第5節 大学運営委員会、教授会
- 第6節 学年、学期及び休業日

第2章 学部通則

- 第1節 修業年限及び在学年限
- 第2節 入学
- 第3節 教育課程、履修方法等
- 第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍
- 第5節 卒業及び学位
- 第6節 賞罰
- 第7節 外国人留学生、科目等履修生、長期履修学生、聴講生、特別科目等履修生、研究生及び受託研究生
- 第8節 入学検定料及び学費

第3章 名誉称号

第4章 研究所

第5章 地域貢献

第6章 学部規程

第7章 別科日本語専修課程

第8章 学生寮

附則

第1章 総 則

第1節 目的及び点検評価

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させるとともに、学部及び学科の専攻に関わる専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとの人材養成に関する目的とその他教育研究上の目的について、別に定める。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うための組織及び方法は別に定める。

第2節 名称及び所在地

(名称)

第2条 本学は、中京学院大学と称する。

(所在地)

第3条 本学の本部を岐阜県中津川市千旦林1番地の104に置く。

2 本学に次のキャンパスを置く。

一 中津川キャンパス(岐阜県中津川市千旦林1番地の104)

二 瑞浪キャンパス(岐阜県瑞浪市土岐町2216番地)

第3節 組織

(学部、学科及び学生定員)

第4条 本学に次の組織を置く。

一 経営学部

二 看護学部

三 別科日本語専修課程

2 前項の組織に置く学部、学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

一 経営学部 経営学科	入学定員	150名
	編入学定員 (3年次編入)	20名
	収容定員	640名
二 看護学部 看護学科	入学定員	80名
	収容定員	320名
三 別科日本語専修課程	入学定員	60名
	収容定員	60名

(図書メディアセンター)

- 第5条 本学図書メディアセンターを置く。
- 2 図書メディアセンターに関する規程は、別に定める。

(事務局)

- 第6条 本学事務局を置く。

第4節 教職員組織

(教職員)

- 第7条 本学学長、学部長、図書メディアセンター長、事務局長並びにその他必要な職員を置く。
- 2 教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

第5節 大学運営委員会、教授会

(大学運営委員会)

- 第8条 本学の重要事項を審議するために大学運営委員会を置く。
- 2 大学運営委員会に関する規則は、別に定める。

(教授会)

- 第8条の2 本学の各学部に教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前各号のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第6節 学生、学期及び休業日

(学年)

- 第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

- 第10条 学期は次の2学期とする。
- 一 前期 4月1日から9月30日まで
 - 二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第11条 休業日は、次のとおりとする。
- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - 三 本学の創立記念日5月28日
 - 四 春期休業3月20日から4月5日まで

- 五 夏期休業8月1日から9月23日まで
- 六 冬期休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、必要がある場合には、前項に定める休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は、第1項に定める休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 学部の修業年限は4年又は、学期ごと8期とする。

(在学年限)

第13条 学生は、8年又は、16期をこえて在学することはできない。

- 2 第4条第2項に掲げる編入学生は、4年又は、8期をこえて在学することはできない。
- 3 第19条第2項、第20条及び第21条の規定により入学した学生は、学長が定めた在学すべき年数の2倍に相当する年数又は期数をこえて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を終了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した国内外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 八 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 九 その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、身元保証書及びその他の所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。
2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第19条 本学の3年次へ編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一 大学を卒業した者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
二 大学の2年課程修了者、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程のいずれかを卒業した者
三 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
四 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
五 外国において学校教育における14年の課程を修了した者又はそれと同等以上の学力があると認められた者
六 外国の大学において2年の課程を修了した者又は外国の短期大学を卒業した者
2 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学(前項の3年次編入学を除く)を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
一 大学を卒業した者又は退学した者
二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所、国立養護教諭養成所又は専修学校の専門課程を卒業した者
三 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
四 外国の大学又は短期大学を卒業した者又は退学した者若しくは在学中の者

(転入学)

第20条 他の大学の学生で、本学への転入学を志願する者があるときは、原則として欠員があり、かつ、成績優秀者に限り、選考の上、相当年次に転入学を認めることがある。

(再入学)

第21条 第38条の規定により本学を退学した者、又は、第39条第1項第1号の規定により除籍された者で、本学への再入学を志願する者があるときは、原則として欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

(編入学生等の入学手続き等)

第22条 第19条、第20条及び第21条の規定により入学した者の入学手続きについては、第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。

(編入学生等の単位等の取扱い)

第23条 第19条、第20条及び第21条の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは、別に定める。

第3節 教育課程、履修方法等

(授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目)

第25条 各学部の授業科目は、次のとおりとする。

- 一 経営学部は、教養科目、キャリア科目及び専門教育科目とする。
- 二 看護学部は、基本教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目とする。

(開講科目及び単位数)

第26条 本学の各学部及び学科において開講する授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

- 2 別科日本語専修課程において開講する授業科目及びその単位数は、別表1-2のとおりとする。
- 3 前各項に定める授業科目の履修方法は、別に定める。

(単位計算方法)

第27条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算する。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前一号及び二号に規定する基準を考慮して1単位の授業時間を定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切だと認められた場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、演習、実習、卒業研究等の授業科目について学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を与えることができる。
- 3 前各項の他に、インターネット等情報通信技術を活用した遠隔授業により、卒業に必要な単位数のうち60単位まで修得することができる。

(成績評価)

第29条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C、D及びFの6段階で表示し、S、A、B及びCを合格とし、D及びFを不合格とする。

(再試験)

第30条 第28条に定める試験の結果、不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。

- 2 前項の再試験を受ける者は、その際に所定の再試験受験料を納入しなければならない。

(追試験)

第31条 疾病その他やむをえない理由により、第28条に定める試験を受けることができなかった者は、その理由を適当であると認めて許可した場合に限り、追試験を受けることができる。

(他大学授業等の履修)

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。なお、この規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学、短期大学、高等専門学校の専攻科において修得した単位又は専修学校の専門課程における時間数を単位に換算し、卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前項に規定する卒業の要件となる単位は、あわせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第33条 疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2ヵ月以上修学することができない者は、所定の休学願にその理由を証する書類を添えて提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 前項ただし書きの手続きについては、前条第1項の規定を準用する。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第13条に定める在学年数には算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中にその理由が消滅した場合には、所定の復学願を提出し、学長の許可を得て、復学することができる。

(転学科)

第35条の2 他の学科へ転学科を志願する者があるときは、選考の上、許可することがある。

- 2 転学科の手続き等、必要な事項については、別に定める。

(転学)

第36条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第37条 第32条第1項の規定により、外国の大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第13条に定める在学期間に算入することができる。

(退学)

第38条 退学を希望する者は、所定の退学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 授業料等納付金の納付を怠り、督促しても納付しない者
- 二 第13条に定める在学年限を超えた者
- 三 第34条第1項又は第3項に定める休学期間を超えて復学できない者
- 四 死亡又は長期にわたり行方の知れない者

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第40条 以下の要件を満たした者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

- 一 本学に4年又は8期以上在学し、第26条に定める授業科目及び単位数を修得した者
- 二 第4条第2項の規定による編入学生で、本学に2年又は4期以上在学し、別に定める授業科目及び単位数を修得した者
- 三 第19条第2項、第20条及び第21条の規定により入学し、第23条に基づいて定められた在学年数又は学期数を満たし、かつ、所定の授業科目及び単位数を修得した者

(学位)

第41条 本学を卒業した者には、次の各号に掲げる学士の学位を授与する。

- 一 経営学部 学士(経営学)
- 二 看護学部 学士(看護学)

第6節 賞罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があった者及び成績並びに人物に秀でた者は、別に定めるところにより、表彰することがある。

(懲戒)

第43条 本学の学生が本学の規則に違反し又はその他学生の本分に反する行為をした場合には、懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び戒告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがない者
 - 二 正当な理由がなくて出席が普通でない者
 - 三 本学の秩序を乱し又はその他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学期間は、原則として第13条に定める在学年数に算入しない。

第7節 外国人留学生、科目等履修生、長期履修学生、聴講生、特別科目等履修生、研究生及び受託研究生

(外国人留学生)

- 第44条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生は、定員内とする。
 - 3 外国人留学生は、本学における学則、その他の規則を遵守しなければならない。
 - 4 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第44条の2 本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。
- 2 科目等履修生は、学期ごとに入学を許可する。
 - 3 科目等履修生が履修した科目に対しては、試験の上単位を与えることがある。
 - 4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生)

- 第44条の3 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程の履修を希望する者が、本学に入学を志願したときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可することがある。
- 2 長期履修学生は、定員内とする。
 - 3 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

- 第45条 本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目を聴講することを志願する者があるときは、選考の上、聴講生として履修を許可することがある。
- 2 聴講生は、学期ごとに入学を許可する。
 - 3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

- 第46条 他の大学又は短期大学の学生で、本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別科目等履修生として履修を許可することがある。
- 2 特別科目等履修生は、学期ごとに入学を許可する。
 - 3 特別科目等履修生が履修した科目に対しては、試験の上単位を与えることがある。
 - 4 特別科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

- 第47条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。
 - 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別な理由がある場合には、その期間を更新することができる。

(受託研究生)

第48条 本学において、公共団体、会社、その他の団体等からの委託に基づき、研究等を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、当該団体等との協議に基づき、選考の上、受託研究生として入学を許可することがある。

第49条 削除

第8節 入学検定料及び学費

(入学検定料及び学費)

第50条 入学検定料並びに入学金、授業料及びその他の費用(以下「学費」という。)は、別表2のとおりとする。ただし、第44条の3第1項の規定により長期履修学生として入学した者の学費については、別に定める。

- 2 本学に在学する学生は、在学期間に相応する学費を納入しなければならない。ただし、休学中の学費については、別に定めるところにより、その一部を免除することがある。
- 3 学費の納入方法及び時期については、別に定める。
- 4 既に納付した入学検定料及び学費は、原則として返還しない。

(学費の延納又は分納)

第51条 やむをえない理由により、所定の期日までに学費を納入できない者は、所定の手続きを経て学費の全部又は一部を延納若しくは分納することができる。

(学費の徴収)

第52条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該学期分の学費は、原則として全額徴収する。

- 2 停学期間中の学費は、全額徴収する。

第3章 名誉称号

(名誉学長、名誉教授)

第53条 本学の運営及び教学に多大な貢献のあった学長又は教授に対し、名誉学長又は名誉教授の称号を贈与することができる。

- 2 名誉学長又は名誉教授について必要な事項は、別に定める。

第4章 研究所

(研究所)

第54条 本学に附属の研究所を置くことができる。

- 2 附属の研究所に関する規程は、別に定める。

第5章 地域貢献

(地域連携)

第55条 本学は地域との連携事業を推進する。

- 2 地域連携推進に関する事項は別に定める。

第6章 学部規程

(学部規程)

第55条の2 学部ごとに異なる事項については、別に定める。

第7章 別科日本語専修課程

(目的)

第56条 別科日本語専修課程は、本学経営学部経営学科に入学する前に日本語能力を向上させ、日本の文化など多方面にわたる内容を学ばせ、達成させることを目的とする。

(修業年限)

第57条 別科日本語専修課程の修業年限は1年とする。

(在学年限)

第58条 別科日本語専修課程の学生は、1年をこえて在学することはできない。

(入学選考)

第59条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(開講科目及び単位数)

第60条 別科日本語専修課程の授業科目は、日本語科目及び日本事情科目に区分し、また授業科目名及びその単位数は別表1-2のとおりとする。

(除籍)

第61条 次の各号の一に該当するものは、学長が除籍する。

- 一 授業料等の納付金の納付を怠り、督促しても納付しない者
- 二 第58条に定める在学年限を超えた者
- 三 死亡又は長期にわたり行方の知れない者

(修了)

第62条 以下の要件を満たした者については、別科会の意見を聴いて学長が修了を認定する。

- 一 本学に1年在学し、第60条に定める授業科目及び単位数(修了要件32単位以上)を修得した者

(入学検定料及び学費)

第63条 入学検定料、学費及びその他の費用は別表2-2のとおりとする。

(学費の徴収)

第64条 学年の途中で退学し又は除籍された者の一年分の学費は、原則として全額徴収する。

(準用)

第65条 別科日本語専修課程に関する規定は、本章による外、本学則を準用する。

第8章 学生寮

(学生寮)

- 第66条 本学に学生寮を設置する。
2 学生寮に関する事項は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
 - (1) この学則施行の際、第13条第2項の規定は、平成9年4月入学の学生から適用する。
 - (2) 第42条の規定は、平成9年度の卒業生から適用する。
- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学者については従来どおりとする。
 - (1) この学則施行の際、別表2の(2)については、平成14年4月の入学者から適用する。
- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については従来どおりとする。
 - (1) この学則別表2の(2)の適用は、従来どおりとする。
- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
 - (1) この学則施行の際、学則に定める規定は、平成14年度に在学する学生から適用する。
 - (2) 別表1の変更は、平成11年度以降に入学した学生から適用する。
 - (3) 別表2の(1)及び(2)の変更は、平成14年度以降の入学生から適用する。
- 1 この学則は、平成14年6月10日から施行する。
 - (1) この学則施行の際、別表2の(1)及び(2)の検定料は平成15年度に入学するための入学試験を受験する学生から適用するものとし、平成14年度秋学期に入学するための入学試験の検定料は、従来どおりとする。
- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
 - (1) 別表1の変更は、平成18年度以降に入学した学生から適用する。
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
 - (1) 別表1および別表2の変更は、平成19年度以降に入学した学生から適用する。
- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
 - (1) 第36条2の規定は、平成19年度以降に入学した学生から適用する。
 - (2) 別表1の変更は、平成20年度以降に入学した学生から適用する。ただし、別表1の教養科目群、専門教育科目群の総合科目備考欄の変更については、平成20年度以前に入学した学生にも適用する。
- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については従来どおりとする。
 - (1) この学則施行の際、別表2の(3)については、平成24年4月の入学者から適用する。
 - (2) 経営学部中国ビジネス学科は、平成22年度入学生からの募集を停止する。ただし、本学学則第4条第2項の規定にかかわらず、当該学科は在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程及びその他の当該学科に関する規定は、従前の学則によるものとする。

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
 - (1) この学則施行の際、別表1 経営学部経営学科の授業科目及びその単位の変更については、平成23年4月以降の入学生から適用する。
 - (2) 別表2の(1)及び(3)の5年次以上の学費の変更については、平成23年度以前に入学した学生にも適用する。
 - (3) 平成22年4月から学生募集を停止した経営学部中国ビジネス学科については、平成23年3月31日をもって廃止する。
- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
 - (1) 別表1 看護学部看護学科の授業科目及びその単位の変更については、平成24年4月1日以降の入学生から適用する。
 - (2) 別表1 看護学部看護学科の教職に関する授業科目及びその単位については、平成24年度以前に入学した学生にも適用する。
- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
 - (1) この学則施行の際、別表1 看護学部看護学科の授業科目及びその単位の変更については、平成27年4月以降の入学生から適用する。
 - (2) この学則施行の際、学則に定める規定は、平成27年度に在学する学生から適用する。
- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
 - (1) この学則施行の際、別表1 経営学部経営学科の授業科目及びその単位の変更については、平成29年4月以降の入学生から適用する。
- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
 - (1) この学則施行の際、別表1 経営学部経営学科の授業科目及びその単位並びに看護学部看護学科の授業科目及びその単位の変更については、平成31年4月以降の入学生から適用する。

[別表1]

経営学部経営学科の授業科目及びその単位

科目区分		授業科目	単位数			備考			
			必修	選択	自由				
教養科目	コミュニケーション科目	日本語表現Ⅰ		2		言語科目から6単位以上修得	計22単位以上修得	教養科目 計46単位以上修得	
		日本語表現ⅡA		2					
		日本語表現ⅡB		2					
		情報リテラシ	情報処理	2					
			情報分析	2					
			情報処理概論A	2					
			情報処理概論B	2					
		言語	外国語コミュニケーションⅠA	1					
			外国語コミュニケーションⅠB	1					
			外国語コミュニケーションⅡA	1					
			外国語コミュニケーションⅡB	1					
			英語Ⅰ		1				
			英語Ⅱ		1				
			中国語Ⅰ		1				
	中国語Ⅱ			1					
	ドイツ語Ⅰ			1					
	ドイツ語Ⅱ			1					
	日本語Ⅰ		1						
	日本語Ⅱ		1						
	非言語	表情分析		2					
		所作からの推察		2					
		時間と沈黙		2					
		色彩と人間		2					
		場のデザイン		2					
	総合教育科目	人間の探究	哲学		2		計8科目16単位以上修得		
			心理学		2				
			倫理学		2				
数学と論理				2					
多文化論				2					
スポーツ				2					
社会の探究		社会学		2					
		地球科学		2					
		日本国憲法		2					
		法律社会と人権問題		2					
		自然と生態系		2					
		宗教社会と民族問題		2					
特別科目		教養特別講義A		2					
	教養特別講義B		2						
演習科目	基礎ゼミA	2							
	基礎ゼミB	2							
	教養ゼミA	2							
	教養ゼミB	2							

キャリア科目	社会的責任と職業		2		キャリア科目 計12単位以上修得
	ビジネスコミュニケーション	2			
	ボランティアA		2		
	ボランティアB		2		
	論理的思考		2		
	就業力ゼミⅠ	2			
	就業力ゼミⅡ		2		
	インターンシップA		2		
	インターンシップB		2		
	地域貢献Ⅰ		1		
	地域貢献Ⅱ		1		
	地域貢献Ⅲ		1		
	地域貢献Ⅳ		1		
専門教育科目	経営学	経営学入門	2		
		経営学	2		
		経営管理論		2	
		経営組織論		2	
		経営戦略論		2	
		経営統計学		2	
		組織行動論		2	
		民法		2	
		産業社会学		2	
		グローバル経営論		2	
		中小企業論		2	
		ベンチャービジネス論		2	
		経営情報論		2	
		人的資源管理論		2	
		経営史		2	
		意思決定論		2	
		地域課題解決A		2	
		地域課題解決B		2	
		情報法学		2	
	ビジネスゲーム	2			
	商学	マーケティング論	2		
		流通論		2	
		商法		2	
	会計学	会計学	2		
		簿記Ⅰ	2		
		簿記Ⅱ		2	
		財務諸表論		2	
		経営分析		2	
	管理会計論		2		
	経済学	経済学	2		
		グローバル経済論		2	
		経済史		2	
		金融論		2	

専 門 教 育 科 目	情 報	データベース演習		2		専 門 教 育 科 目 計66単位以上修得
		ネットワーク演習		2		
		プログラミング演習		2		
		情報活用		2		
		コミュニケーションテクノロジー論	2			
		コンピュータ会計		2		
		情報ネットワーク論		2		
	特 別 科 目	経営学特別講義A		2		
		経営学特別講義B		2		
		専門特別講義A		2		
		専門特別講義B		2		
	演 習 科 目	専門テーマゼミⅠ	2			
		専門テーマゼミⅡ	2			
		専門卒業研究Ⅰ	2			
		専門卒業研究ⅡA	2			
専門卒業研究ⅡB		2				

1 外国語科目は、その言語を母語とする学生は履修できない。

看護学部看護学科の授業科目及びその単位

科目区分	授業科目	単位数			備考		
		必修	選択	自由			
基本教育科目	人間の理解	人間哲学と道徳倫理	1			3単位必修	16単位必修、 8単位以上選択
		人間心理と人間行動		2			
		人間関係とコミュニケーション	2				
		健康管理と生活習慣		2			
		地球環境と生物科学		2			
		芸術鑑賞と創造表現		2			
		体育理論と身体活動		2			
	社会の理解	日本国憲法		2		2単位必修	
		法律社会と人権問題		2			
		現代社会と家族関係	2				
		国際社会と国際貢献		2			
		教育社会と育児問題		2			
		地域文化と社会政策		2			
		地域貢献Ⅰ		1			
		地域貢献Ⅱ		1			
		地域貢献Ⅲ		1			
	地域貢献Ⅳ		1				
	言語と情報	英語表現Ⅰ（基礎）	2			10単位必修	
		英語表現Ⅱ（応用）	1				
		英語表現Ⅲ（専門）		1			
		日本語表現Ⅰ（読解・分析）	2				
		日本語表現Ⅱ（口述・記述）	1				
		日本語表現Ⅲ（作文）		1			
		中国語表現		1			
		手話・点字		1			
		論理的思考	1				
		情報処理と管理	2				
統計分析法		1					
演習	基礎ゼミナール	1			1単位必修		
専門基礎科目	人間と生命	疾病・治療概論	1			7単位必修	
		形態機能学Ⅰ（解剖学）	2				
		形態機能学Ⅱ（生理学）	2				
		生命科学		1			
		発生遺伝学		2			
		生命倫理	1				
		人間生活工学	1				
	健康と疾病	病理病態学	1			10単位必修	
		疾病治療学Ⅰ（成人・老年）	3				
		疾病治療学Ⅱ（母性・小児）	2				
		臨床薬理学	2				
		栄養生化学	2				
		代替療法		1			
	保健と福祉	保健医療法規	2			5単位必修	
		疫学	2				
		社会福祉学		1			
		感染管理論	1				
		保健統計学		2			
保健医療福祉行政論			2				

専門教育科目	看護の基本	基礎	看護学概論	2		10単位必修	
			看護基礎理論	1			
			看護援助技術Ⅰ(生活援助技術)	2			
			看護援助技術Ⅱ(診療援助技術)	2			
			基礎看護学実習Ⅰ	1			
			基礎看護学実習Ⅱ	2			
			看護過程論	2		6単位必修	
			フィジカルアセスメント	2			
			看護倫理	1			
			感染看護論	1			
		看護の展開	成人	成人看護学概論	1		13単位必修
				成人看護援助論Ⅰ(急性期)	2		
				成人看護援助論Ⅱ(急性期)	1		
				成人看護援助論Ⅲ(慢性期)	2		
	成人看護援助論Ⅳ(慢性期)			1			
	成人看護学実習Ⅰ			3			
	成人看護学実習Ⅱ		3				
	老年		老年看護学概論	1		8単位必修	
			老年看護援助論Ⅰ	2			
			老年看護援助論Ⅱ	1			
			老年看護学実習Ⅰ	2			
			老年看護学実習Ⅱ	2			
	小児	小児看護学概論	1		6単位必修		
		小児看護援助論Ⅰ	2				
		小児看護援助論Ⅱ	1				
		小児看護学実習	2				
	母性	母性看護学概論	1		6単位必修		
		母性看護援助論Ⅰ	2				
		母性看護援助論Ⅱ	1				
		母性看護学実習	2				
	精神	精神看護学概論	1		6単位必修		
		精神看護援助論Ⅰ	2				
		精神看護援助論Ⅱ	1				
		精神看護学実習	2				
	在宅	在宅看護学概論	1		6単位必修		
		在宅看護援助論Ⅰ	2				
		在宅看護援助論Ⅱ	1				
		在宅看護学実習	2				
	公衆衛生	公衆衛生看護学概論	2		2単位必修		
		公衆衛生活動展開論Ⅰ		2			
		公衆衛生活動展開論Ⅱ		1			
		公衆衛生看護管理論		2			
公衆衛生看護学実習			4				
看護の統合と探求	看護学ゼミナール	1		7単位必修、 4単位以上選択			
	看護研究法	1					
	卒業研究	2					
	看護学総合実習	2					
	看護管理論		1				
	看護情報学		1				
	家族看護論		1				
	災害看護論		1				
	国際看護論		1				
	看護教育学		1				
	看護統合ゼミナール	1					
70単位必修、 4単位以上選択							

経営学部経営学科の卒業に必要な最低単位数

科 目		区 分	単 位 数	
教養科目	コミュニケーション科目	日本語表現		22単位
		情報リテラシ	8単位	
		言語	6単位	
		非言語		
	総合教育科目	人間の探究		16単位
		社会の探究		
特別科目				
演習科目			8単位	
キャリア科目				12単位
専門教育科目	経営学		6単位	66単位
	商学		2単位	
	会計学		4単位	
	経済学		2単位	
	情報		2単位	
	特別科目			
	演習科目		10単位	
卒業所要単位数		合 計		124単位

1 3年次編入学生の修得すべき単位数については、別に定める。

2 外国語科目はその言語を母語とする学生は履修できない。

看護学部看護学科の卒業に必要な最低単位数

科 目		区 分	単 位 数		
基本教育科目	人間の理解		24単位	24単位	
	社会の理解				
	言語と情報				
	演習				
専門基礎科目	人間と生命		26単位	26単位	
	健康と疾病				
	保健と福祉				
専門教育科目	看護の基本	基礎	10単位	16単位	
			6単位		
	看護の展開	成人		13単位	74単位
		老年		8単位	
		小児		6単位	
		母性		6単位	
		精神		6単位	
		在宅		6単位	
		公衆衛生		2単位	
看護の統合と探求			11単位		
卒業所要単位数		合計		124単位	

[別表1-2]

別科日本語専修課程の授業科目及びその単位数

科目区分	授業科目	単位数			備考	
		必修	選択	自由		
日本語科目	初級日本語A(会話)	4				
	初級日本語B(文法)	3				
	初級日本語C(読解)	2				
	初級日本語D(聴解)	1				
	初級日本語E(文字)	1				
	初級日本語F(作文)	1				
	中級日本語A(会話)	4				
	中級日本語B(文法)	3				
	中級日本語C(読解)	2				
	中級日本語D(聴解)	1				
	中級日本語E(文字)	1				
	中級日本語F(作文)	1				
	日本語情報処理演習A			2		2単位以上履修
	日本語情報処理演習B			2		
日本事情科目	日本の文化A	2			6単位以上履修	
	日本の文化B		2			
	日本の社会A	2				
	日本の社会B		2			
	日本の自然		2			

[別表2]

(1) 入学検定料及び学費(経営学部経営学科1年次入学生)

学年	入学金	授業料	演習費	教育充実費	施設設備拡充費	合計	入学検定料	
1年次	200,000	500,000	200,000	200,000	200,000	1,300,000	30,000	
2年次	0	500,000	200,000	200,000	200,000	1,100,000	0	
3年次	0	500,000	200,000	200,000	200,000	1,100,000	0	
4年次	0	500,000	200,000	200,000	200,000	1,100,000	0	
5年次以上	0	5年次以上の学費については、別に定める。						

1 ただし、後期に入学する学生の学費支払期間と支払合計額は、入学年の10月1日から翌年の9月30日までの12ヶ月間とし、その年次の支払合計額とする。

2 入学検定料は、上記金額を基本として、各試験の形態に応じて試験ごとに別に定める。

(2) (削除)

(3) 入学検定料及び学費(経営学部経営学科3年次編入学)

学年	入学金	授業料	演習費	教育充実費	施設設備拡充費	合計	入学検定料	
3年次	200,000	500,000	200,000	200,000	200,000	1,300,000	30,000	
4年次	0	500,000	200,000	200,000	200,000	1,100,000	0	
5年次以上	0	5年次以上の学費については、別に定める。						0

1 ただし、後期に入学する学生の学費支払期間と支払合計額は、入学年の10月1日から翌年の9月30日までの12ヶ月間とし、その年次の支払合計額とする。

2 入学検定料は、上記金額を基本として、各試験の形態に応じて試験ごとに別に定める。

(4) 入学検定料及び学費(看護学部看護学科)

学年	入学金	授業料	演習費	教育充実費	施設設備拡充費	合計	入学検定料
1年次	200,000	900,000	200,000	200,000	200,000	1,700,000	30,000
2年次	0	900,000	200,000	200,000	200,000	1,500,000	0
3年次	0	900,000	200,000	200,000	200,000	1,500,000	0
4年次	0	900,000	200,000	200,000	200,000	1,500,000	0

1 留年となった際の学費については、別に定める。

[別表2-2]

別科日本語専修課程 入学検定料及び学費

学年	入学金	授業料	合計	入学検定料
1年次	200,000	400,000	600,000	20,000

大学の設置者変更の事由及び変更の時期等を記載した書類

1 設置者変更の事由

(1) 新設置者

学校法人 中京学院

(2) 旧設置者

学校法人 安達学園

(3) 設置者を変更する理由

学校教育は質の時代となり、私立学校は経営における安定性・継続性に加えて、機動性・戦略性の両立が迫られており、学校法人経営の新たな方向を見出す必要性が生じています。

特に、学齢人口が減少する中での機動性・戦略性の観点からは、これまでの経営と教学の分離を見直し、教学と経営がいかに統合し融合していくかが課題であると考えております。

学校法人安達学園が設置する中京学院大学と同短期大学部及び同附属中京高等学校は、これまで様々な場面において併設校として互いに協力し合いながら運営してまいりました。

しかしながら、各部門において抱える学校運営に係る課題は一様ではなく、多様化への対応も併せた質の確保と向上を目指した改革推進の方向性は異なるものとなりつつあります。

特に、大学・短期大学と高等学校とでは、時代の変化に伴い、地域における存在の意義や果たす役割が変化してきており、地域事情を踏まえた改革と運営の必要性が生じています。

現行の法人運営では、大学・短期大学と高等学校の両者のメリットに配慮した意思決定を行わざるを得ないケースが多く、有効的かつ実質的な改革の推進が困難を極めております。

このことから、今後は、性質の異なる他部門の事情に捕らわれず、部門毎に現状を踏まえた最も有効的な改革の円滑な推進が可能となるよう、法人を分離することといたしました。

法人を分離することで、部門毎の目的や事情に特化した教学のマネジメントを含めて行う経営のための組織の構築、先に述べた教学と経営の融合が可能になると考えております。

また、法人を分離することで、財務諸表を通じた責任の所在が明確になるとともに、キャッシュ・フローにおいても分離化による部門毎の強い生存意識が働くことが期待されます。

さらに、部門毎の責任者への意思決定権の移譲によるスピード感のある改革や運営が可能となり、教職員にも経営者の視点が求められることから、人材の成長が見込まれます。

以上が、今般、法人を分離し、中京学院大学の設置者を新法人（学校法人中京学院）へ変更する理由です。

2 変更の時期

平成 32 年 4 月 1 日

3 添付資料

学校法人中京学院寄附行為（案）

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	長野 正 <平成27年4月>		文学修士		中京学院大学学長 (平成27年4月1日～平成35年3 月31日まで) 現在2期目在任中

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。